

第二十号様式（第四十六条関係）

（表）

35 ミ リ メ ー ト ル 写 真 24ミリメートル	第 号
	立 入 検 査 証
	官 職
	氏 名
	年 月 日生
	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する 法律第34条第3項の規定により立入検査をす る職員であることを証明する。
	(地 方 運 輸 局 長 運 輸 監 理 部 長 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長 地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長 運 輸 管 理 部 海 事 事 務 所 長 地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長 沖 縄 総 合 事 務 局 長 沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 事 務 所 長)
	国土交通大臣 印
	年 月 日 発行 年 月 日 限り有効

9センチメートル

6センチメートル

（裏）

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律抜粋 （報告の徴収等）
第三十四条
3 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度 において、その職員に、日本船舶若しくは監督対 象外国船舶又はこれらの船舶の船舶所有者の事務 所に立ち入り、これらの船舶、有害物質一覧表、 有害物質一覧表確認証書、再資源化解体準備証書 その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させ ることができる。
5 前二項の規定により立入検査をする職員は、そ の身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提 示しなければならない。
6 第三項及び第四項の規定による立入検査の権限 は、犯罪捜査のために認められたものと解しては ならない。
第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、 三十万円以下の罰金に処する。
七 第三十四条第三項又は第四項の規定による検 査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に 対し答弁をせず若しくは虚偽の答弁をした者

9センチメートル

6センチメートル